

佐調発第 44 号
平成 24 年 6 月 15 日

佐賀県土地家屋調査士会
会 員 各位

佐賀県土地家屋調査士会
会 長 小宮 清隆
業務部長 藤田 昭信

法 14 条 1 項地図写しの利用について（事務連絡）

先日、本会会員から標記地図写しの図郭の座標値が、スケールアップしても誤差が大きすぎるものがあるため、その利用につき問題があるとの意見が出され、佐賀地方法務局と是正ができないか打合せをしましたが、システム上の問題であるとの回答です。

その打合せの中でも、土地家屋調査士が測量のため標記地図を利用するためには、原図のトレースおよび地積測量図の利用がされているはずである、との法務局の認識も示されております。

システム上、是正はできないことと地図写し上（座標値種別：図上測定）と表示されていることから、標記地図写しを原図トレースと同一に扱うことのないように注意してください。